

第3次京田辺市男女共同参画計画の概要及び評価方法について

委員：実績報告シートの「4 今後の取組」について、第3次計画をこれから10年間やっていく中で、初年度から確実に実績を積んでいかないと、なかなか目標は達成できないと思う。課題及び改善案等は、できればより具体的な取組の内容を書いていただきたい。例示にある「周知に努める」というのは、具体的にどういう方法で周知に努めるのかを書いていただいたほうが、審議会でもっとこうしたらよいのではないかということも言えると思う。

事務局：各課に照会をするときの記入要領の中で、そのように求めている。

委員：シートの「2 実績評価」のところにある「指標名」は、すべて各課が書いているのか。「意識の浸透」という基本目標がある中で「フォーラム参加者の満足度」が指標になっていて、満足したから意識が浸透したかということとは違う。何を指標とするかということ各課に任せるのではなく、内容が適正かどうか、複数の人が多面的に点検する必要がある。

事務局：指標はまず担当課で考えてもらい、ヒアリングをして、もう少しこうしたほうがよいのではないかという協議をさせてもらった中で設定している。もちろん評価していくときには課の中で複数の目で評価する形になるし、われわれも提出されたものに対してここは違うのではないかという指摘もして、複数で評価をやっていきたい。また、今後、指標がそぐわないことも出てくるかと思うので、中間見直しなどのときに修正等もしてまいりたい。

委員：計画の40ページで、職員研修の効果度とは具体的にどういったものかということと、具体的なアクションが求められているが、今後追って行ってほしい。私の会社では、育休の取得率を上げるにあたって普段から1on1ミーティングをやっている。1か月か2か月に1回、仕事や家庭で悩んでいることを上司と部下で30分くらい話をする。例えば本人や配偶者が妊娠したという話があれば、会社としてこういう制度があるということを伝える機会になる。研修だけではなくそういった形もできればと思う。

事務局：職員研修でよくやっているテーマは、広報や事業のちらしなど、市の発行物について男女共同参画の視点に配慮した表現を使って作成しようというものである。研修を終えた後に参加職員にアンケートを実施して、今後自分たちが所属する課で広報物を作るときの表現に男女共同参画の意識を活かすことができるかというような質問項目を設けている。そういった、男女共同参画の意識が高まったという回答によって、研修の効果度を測っていこうと思っている。また、所属長の面談は、毎月というわけではないが人事評価の面談をしている。その中で今困っていることなどを個人個人から聴いて、支援が必要であれば所属長が職員課から聞いて教えてあげるとか、詳細については職員課につなぐなどアドバイスをす

ることで取り組んでいる。

委員：61ページの「人材発掘とリーダーの育成」で、京田辺市で男女共同参画推進員と
いうのをやっていると初めて知った。とてもよい取組だと思う。各企業や市民団
体に対して、手を挙げていただいた方を推進員に任命するという事だと思
うが、特に地域を活性化するためのNPO法人や地域団体のリーダーが男女共同参画の
考え方を持っていたかいないとなかなか伝わりにくいと思うので、画一的な周知
ももちろん大事だが、ポイントを押さえてやっていくことも提案したい。

事務局：男女共同参画推進員については、事業所あるいは市民団体における男女共同参画
を推進するために設置を求めている。制度をつくったときには大きな企業に声を
掛けたりしてどんどん増えてきたが、今は頭打ちの状態になってきている。市民
団体にも声を掛けさせてもらっている。今は個別にお願いするのは非常に難し
くなっており、広報で周知すると、事業所や市民団体などの組織内で男女共同
参画を進めるためのセミナーを開催しており、以前は推進員だけを対象としてい
たが今は市内の事業所・団体を対象にさせていただいて、参加いただいた所に声
掛けをするという工夫をしている。そういったセミナーを開催することによって、
推進員を増やしていきたい。

委員：67ページ、134番の「女性に対する暴力をなくす運動週間事業」について、男
性の立場から発言させていただく。令和3年3月に内閣府のホームページに掲載
されている「男女間における暴力に関する調査」にもあるとおり、今回コロナで暴
力がたくさん増えている。ただ、女性の4人に1人が配偶者から暴力を受けてい
て、男性は5人に1人が配偶者、女性から暴力を受けている。暴力というのは男性
とか女性とか以前の話であって、そもそもやってはいけないことなので、女性か
らの暴力というのも均等にとらまえていただけたら嬉しい。

事務局：これは、国が11月に「女性に対する暴力をなくす運動」ということで全国的に展
開している運動である。以前は女性の被害者が非常に多かったという傾向の中
でこういった運動ができてきたと思うが、最近は男性で被害を受けて悩んでおら
れる方も増えていると聞いている。われわれは女性交流支援ルームを設置して、女
性の地位を上げていこうという目的でやってはいるが、そろそろ女性に特化する
のではなく男女ということで進めていく必要があると思っている。今は、男性か
らの相談も定期的には開催している。男性は相談をしない傾向にあるが、気軽
に相談してもらえる環境をつくっていく必要があると思っている。

委員：男性相談の実績は、年度に1件あるかないかという感じだったと思う。窓口を設
けているのは非常によいことだが、仕事をしている男性が相談したい窓口が、そ
れほどたくさんあるだろうか。女性はアル・プラザにセンターがあるが、現役世代
の男性のニーズに合ったような施策を考えていただければと思う。

事務局：男性に特化した相談を女性交流支援ルームでもやっているが、これは平日の夜間、
6時から8時までの間で行っている。もともとは試行的に年1回していたが、普段
悩んでおられる方が年1回の相談に来るのかというところがあると思うので、少
しずつ増やして今年からは年4回している。次の回の予定もチラシに入れて、案

内もしている。まずはそういったことで男性に相談をしてもらう環境を増やしていきたい。また、平日の昼間ではあるが、男女関係なく日頃の悩みを抱えている方については、なやみごと相談ということで人権擁護委員と行政相談委員に相談を聴いていただいているので、そういったところをもっと周知啓発する中で、男性の相談者も増やしていきたい。

委員：人権擁護委員の相談は、ほとんどウィークデーの昼間である。来られる方は仕事をしていない方か、女性である。女性ホットラインというのはあるが、男性ホットラインはない。各公民館では1時半から4時まで、法務局の宇治支局では朝の10時から4時までやっているが、どうしても男性が来られるのは難しいので、電話相談をもう少し啓発していただければ男性でも相談を受けることができると思う。電話相談であれば、男性でも昼間の空いた時間にご相談いただける。昔は人権擁護委員が個人の電話番号を開示していたが、今は個人情報の問題で、全部、人権啓発推進課にかけていただくようになっている。そのへんも、もっと人権擁護委員を使っていただければと思う。

事務局：男性が市役所などの施設にお越しいただいて相談するというのは、相談しにくいところもある。女性交流支援ルームで6時から8時までやっている男性相談は、電話相談でしている。その利用者を増やし、回数を増やしていく方向で考えている。今、人権擁護委員からも電話相談をしてはどうかというご提案をいただいたのでお話をさせていただければと思うが、私どものほうでも市民相談員を配置して、日頃は市民相談員が電話で相談を受けているので、活用していただけるように啓発をしていきたい。

委員：女性が男性に暴力を振るうとかDVをするというのは想像がつかないのだが、実際どのようなものがあるのか。

事務局：今おっしゃったようなものはあまりなくて、実際のところは、それぞれの方が経験されて置かれている状況で、こういうことがあって苦しい、それがずっと悩みになっている、このことを聴いてほしいというようなことなどである。

委員：女性から暴力を受けてすごくいじめられているとか、そういうのではない。

事務局：もちろん夫婦間の関係で悩まれているというのはあるが、暴力を振るわれているというのは今のところあまり無い。

事務局：ただ、市民意識調査の結果において、配偶者等からの暴力を受けている男性が増えてきているというのもあるので、そういった意味ではなかなか相談に行けていないというところがあると思う。

委員：言葉の暴力ということもあるのではないか。女性の言葉の暴力によって男性がかなり傷つくということは、時々聞く。

委員：でもそれを聴いて、どうしてあげられるのか。

事務局：まずお話をしっかり傾聴して、一緒に考えられるような内容であればその時の状況に応じてご提案もあるが、話すだけ話されてご本人が気づかれる場合もあるし、話ができ楽になったとか、その時にすっきり解決というのはなかなか難しい部分もあるかとは思う。話をすることが自分の心の整理にもつながるので、そこで

気づかれることもある。

委員：相談を何年かやってきて、結局、解決というのは難しい。やはりその人の身にならないと本当の気持ちというのはわからないし、それを事案として法務局に訴えられますかと必ず聞くが、こうやってしゃべって聴いてもらって、すっとしたと言って帰られる方がすごく多い。物理的なことは解決できたりもするが、心に持っておられる悩みごとというのは、話して人に聴いてもらったという、その気持ちで帰られる方がほとんどである。私たちに解決などすることはできない。女性のDVなどについてはそこから逃れる術を法務局などと連携してやっていくが、悩みごとについてはひたすら傾聴させていただくしかないというのが現状である。

委員：例えば家庭内で虐待が起こっていたりするときには、やはりそれは相談だけで済ませずに専門家の所、福祉なり警察なりそういう所へきちんとつないでいかないといけないので、相談はそのきっかけとなる。相談はこれくらいしかできないと諦めるのではなく、せっかくの機会なのでそういうことをやっていただきたいと思う。

委員：ひたすら傾聴して気持ち的に吐き出していただくというのが最適な事案もあれば、やはり何か手立てして断固たる措置を相手に対してとらなければならない事案もあるので、その見極めが非常に難しいと思う。傾聴すべき事案なのか断固たる措置をとるべき事案なのか見極められないときは、迷わず専門の所に回していただいたらよいと思う。

事務局：女性の場合も、本当に危険があれば、ご本人の了承を得ながらしてどうしていくか話し合っ、シェルターなど必要な関係機関につなぐなどさせてもらっている。こういうときはこういう所に相談するという、男性に対してもそういう話をしたりもするし、ケース・バイ・ケースでその人に合うお話のしかたと、こちらが用意してここにご案内をというふうにつなぐとか、ご本人から連絡していただくとか、本当に人によって違うので、そのように気をつけながら対応している。

委員：76ページの「(3) 女性交流支援ルームの運営」について、中核的拠点の駅周辺で複合型施設の建設が進んでいると聞いている。そこで機能強化が図れるよう検討を進めますと書いてあるが、主題が「女性交流支援ルーム」と書いてある。女性ということ否定するつもりはないが、そもそも男女共同参画という言葉も、10年後だとだいぶ変わってきていると思う。ハード的にもソフト的にも拠点というのは非常に大事だと思っているので、今後そういった進捗の報告をいただければと思う。

事務局：タイトルは「女性交流支援ルームの運営」と書いているが、男女共同参画に係る市民団体の交流支援、情報提供体制の整備、女性の相談室の充実、この3つの視点で進めている。今現在、完成時期を明確にお示しすることはできないが、京田辺駅・新田辺駅の少し北側のほうで複合施設を建てていくという検討を進めている。もちろん女性に特化した施設というわけではなくて、男女共同参画という名前でもいいのか、それ以外の名前がよいのか、そこは検討していく予定である。現時点で、今申し上げた3つの機能を中心にした中でどういう施設が必要かということ、

われわれ担当課としても検討させていただいており、複合施設の具体的な検討が始まったときにはしっかりと物が言えるように整理をしている。もう少し時間がかかると思っている。もちろん女性に特化した施設ではなくて、男性も女性もといった施設にしていくべきだと考えている。

委員：男女共同参画ということなので女性だけでなく男性も含めてであろうし、また、現在に至っては男女だけでなくそれ以外のいろいろな認識の方々がいらっしゃる。男女という言葉を使うこと自体どうかという方もいらっしゃる。そういうことも含めて検討できればよいと思う。

(以上)